工事請負契約書

発注者	音 株式会社 リ	ビタ			(以下「甲	ョ」といいます)と	-	
受注者					(以下「乙」といいます)とは、			
工事名	,]	(以下「本工事」といいます)						
の施コ	こについて、下記	の条項と添付のリフォー	-ム工事請	負契約約	款、見積	書、図面、に基づ	()	
て、コ	二事請負契約を締	結します。						
1.	工事場所							
2.	工期	工事着手	令和	年	月			
		工事完成	令和	年	月	且		
		お引渡し	令和	年	月			
0	ᆂᄼᄭᄼᇔ		^			TT (14)1)		
3.	請負代金額					円(税込)		
	うち 工事価格							
	(注) 請負代金額は、工事価格に取引に係る消費税及び地方消費税の額を加えた額です。							
	消費税相当額については、現時点での本工事竣工予定時の税率によって算出したもので							
	あり、乙は	竣工・お引渡し時に有効	な税率によ	り支払うご	ことを了承	するものとします。		
4.	請負代金の支払							
	着手前 (2020	年〇月〇日まで)に	金			円 (50%)		
	お引渡時(2020	年○月○日まで)に						
5.	解体工事に要す	る費用等						
	本工事に伴う解体工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12							
	年法律第104号) 第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合、同法第13条第							
	1項の主務省令で定める事項については、添付別紙のとおりとします。							
			- 13W 1 1 /2 1/	12(4) C 40	,	, 0		
6.	秘密保持義務・個人情報管理							
	(1) 甲及び乙は、秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、相手方の書							
	面による承諾なく次の各号に揚げる行為をしてはならないものとします。							
	①相手方から開示された秘密情報を第三者に開示又は漏洩すること							
	②相手方から開示された秘密情報を当該知る必要のない役員又は従業員(以下「非関係							

者」という) に開示又は漏洩すること

- ③相手方から開示された秘密情報を複写、複製し又は翻訳翻案すること
- ④秘密情報に基づき、新たになされた発明、考案、意匠の創作(以下「発明等」という) に関する特許権、実用新案権、意匠権を取得すること(特許庁への特許出願など)
- (2) 乙は、甲または甲の指定する者から業務処理のために預かった資料、個人情報データ 等の保管・管理に万全を尽くし外部に漏洩しないように措置しなければならないものと し、当該個人情報については、本契約終了後も有効に存続するものとします。 なお、個人情報データの取扱いについては経済産業省ガイドラインに定められた事項を 遵守するものとする。
- (3) 甲及び乙は、秘密情報を知る必要のある役員又は従業員に秘密情報を取り扱わせる場合は、個人所有のパソコンで秘密情報を取扱わせてはならないものとします。
- (4) 甲及び乙は、秘密情報を取扱う社有パソコンには有効なウィルス対策ソフトをインストールしなければならないものとします。併せてウィニー等のファイル交換ソフトをインストールさせてはならないものとします。
- (5) 本条(1)に定める義務は、本契約終了後並びに甲および乙の従業員が退職後も同様に 遵守させるものとします。

7. 秘密情報の定義

本契約において「秘密情報」とは、有形無形を問わず、本業務の遂行するにあたり、相手方から開示・提供を受けた一切の情報をいいます。ただし、次のものについては秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示・提供を受ける前に公知となっていたもの。
- (2) 開示・提供を受けた後、自己の責によらずに公知となったもの。
- (3) 開示・提供を受けた後、既に自ら所有していたことを立証し得るもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに合法的に入手したもの。
- (5) 開示・提供を受けた後、開示・提供された秘密情報とは関係なく、独自に創出したことを立証し得るもの。

8. 秘密情報の返還・破棄

乙は、甲から開示された秘密情報の返還又は破棄を要求された場合には、当該秘密情報 (甲の書面による承諾により複写した場合には当該複写物を含む)を、甲に返却、又は破棄のうえ書面にて報告するものとします。

9. 反社会的勢力

(1) 甲及び乙は、互いに相手方に対し、自ら又は自社の取締役、監査役その他執行役員等職務遂行に関して重要な地位にある従業員ら(以下これらのものをあわせて「役員等」という)が以下の各号のいずれにも該当しないこと及び以下の各号の個人又は団体

から如何なる出資を受けていないことを表明して、確約します。

- ①暴力団
- ②暴力団の構成員(準構成員を含む。以下同じ)
- ③暴力団関係企業又は暴力団若しくは暴力団の構成員が出資若しくは業務執行に関して 重要な地位に就いている団体
- ④総会屋、社会運動標榜ゴロその他反社会的勢力に該当するもの
- ⑤特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当する団体又はその構成員
- ⑥その他前各号に準ずるもの
- (2) 甲及び乙は、互いに相手方に対し、自ら又は各社の役員等若しくはその他第三者 を利用して、以下の各号に該当する行為を行わないことを表明して、確約します。
- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 甲及び乙は、相手方が前二項の表明事項に違反していた場合又は相手方が将来前記の表明事項に違反する事態になったと判断した場合は、何ら通知・催告なく本契約を解除することができる。これらの場合、甲及び乙は、自己の違反により、相手方から本契約を解除されることに異議を述べないこと及びこれにより相手方が被った損害を賠償することを互いに確約します。

10. 特約事項

本契約と添付の工事請負約款に重複する内容がある場合は、本契約の内容を優先 します。また、本契約に記述がない契約不適合責任、利益割合に応じた報酬請求などに ついては添付の工事請負契約約款の定めを適用するものとします。

11. その他

本契約書に定めのない事項、又は本契約書の各条項について疑義が生じたときは、添付の工事 請負契約約款、民法、その他の法令規定及び取引慣行に従い、甲、乙誠意をもって協議のうえ 決定するものとします。 この契約の証として本書 1 通を作り、甲・乙両者が署名(又は記名)・ 捺印のうえ、甲が写しを、乙が原本を保有します。なお、印紙代は乙が負担するものとします。

以上

令和 年 月 日

発注者 住所

氏名

受注者 住所

氏名